委　任　契　約　書

依頼者　　　　を甲，受任弁護士　　　　を乙として，次のとおり，委任契約を締結する。

第1条（事件の表示）

　　甲は，乙に対して甲の債務整理（任意整理）を委任し，乙はこれを受任する。

第2条（乙の義務）

　　乙は，弁護士法にのっとり，誠実に委任事務の処理に当たるものとする。

第3条（弁護士報酬）

弁護士報酬及び費用は別紙のとおりとする。

第4条（受任範囲）

１　甲は，債務整理の内容，和解金額，支払条件（回数及び支払開始時期等），過払い金の返還の内容及び交渉方法（和解若しくは訴訟）については乙に一任することとし，一切異議を申し立てない。

２　甲が，業者から訴えられた場合において，乙に対応を依頼する時は別途報酬が発生するものとする。

３　乙は，債権者の調査の結果，任意整理から破産若しくは個人再生に変更する場合は，改めて甲と協議の上，再度契約を締結するものとする。

第5条（過払い金の管理）

　　甲と乙は，債権者平等の原則により，基本的には回収した過払い金及び甲から乙に対する入金の全額については乙が管理することとする。

第6条（信用情報）

　　乙は，甲に関する各種信用情報の登録に関し，甲に対していかなる責任も持たない。

第7条（取引履歴）

　　業者からの取引履歴と甲の申告の時期が食い違う場合において，甲からの申告時期に明確な根拠がない場合は業者からの取引履歴によるものとする。

第8条（守秘義務）

　　乙は，甲以外からの問合せには原則として応じないものとする。

第9条（契約の解除及び清算）

１　甲は，別紙「注意事項」を承諾し遵守するとともに，甲がこれに違反した時は乙は直ちに本契約を解除することができることとし，甲は着手金の支払義務を負うものとする。

２　甲が乙に支払うべき金員を支払わない時は，乙は甲に対する金銭債務（保証金，過払い金等）と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

３　乙は，甲と2週間以上連絡が取れなくなった場合は，乙の判断により預り金（過払い金を含む。）を債権者に対する弁済，費用及び弁護士報酬に充当することができる。

４　前項のほか，乙は，以下の各号の事由が生じた時は，甲に対して弁護士報酬及び費用の全額を請求することができる。

　①　甲が，乙の責めに帰することができない事由で乙を解任した時。

　②　甲が乙の同意なく依頼事件を終結させた時。

　③　甲が故意又は重大な過失で乙の事件処理を不能にした時。

第10条（管轄及び準拠法）

　　本契約にかかる紛争は○○地方裁判所△△支部を一審の専属管轄とし，日本法を準拠法とする。

以上に同意し，甲乙は本契約を締結するものとする。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　甲（依頼者）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　電話番号（携帯番号）

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　乙（受任弁護士）

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

注意事項（任意整理）

1 ：借入れの申告については，原則として全ての借入金を申告すること

　　①　サラ金・クレジット・銀行・信用金庫・住宅ローン・個人的な借入れ等

　　②　クレジットカードやサラ金について，以前取引があったが現在は完済しているもの

2 ：今後の注意点

　　①　今後，借入れをしないことはもちろん，返済もしないでください。

　　②　債務整理を行うと，金融業者の各信用情報に登録され，登録後はいかなる事由があろうともこれを削除できません。また，弁護士はこれに関して一切の責任を負えません。

　　③　公共料金等の支払にカード決済を利用している場合は直ちに解約又は変更してください。

　　④　該当口座については，凍結及び強制的に弁済にかけられる可能性があるので口座振替や給与振込みの口座にしている場合は速やかに変更するとともに残高の管理にご注意してください。

　　⑤　夫婦や親兄弟といえども，保証人でない限り支払義務はありません。また支払義務のない者への請求は禁止されていますので，そのようなことがあった場合は，必ず当事務所までご連絡ください。

　　⑥　当事務所に依頼後も，サラ金業者等から支払請求が来るようであれば，何らかの理由で債権者に受任通知が届いていないことが考えられるので直ちに当事務所までご連絡ください。

　　⑦　その他不明な点がある場合は，自分で判断せずに当事務所までご連絡ください。

　　⑧　ヤミ金融には絶対に手を出さないでください。

　　⑨　頂いている委任状については，本件終了後こちらで破棄します（返却はしません。）。

3 ：当事務所への入金について

　　①　預り金については，平成　年　　月　　日から，下記の預り金口座に当職の指定するまでの間，毎月　　日までに，以下の金額を銀行振込みによりご入金ください。

　　毎月の入金額：金　　　　　　　円

　　　　　（振込先）

　　　　　○○銀行△△支店（普通）○○○○○○○○

　　　　　預り金　弁護士　○○○

　　②　もし入金が遅れる，入金について相談がある場合には，事前に必ず電話，若しくはＦＡＸにて当事務所まで連絡してください。

　　③　なお，事前に連絡がなく，督促の電話・手紙の送付にも回答がない場合には，辞任理由に当たることがありますのでご注意してください。

4 ：当事務所への連絡について

　　①　出張，裁判所へ出向く等で事務所を留守にすることがありますので，留守の時は留守番電話に名前・用件・連絡先を録音しておくか，ＦＡＸで連絡してください。

　　②　当事務所から，あなたと債権者との取引について詳しく聞くために連絡することがあります。着信などがあったら，時間のとれるときに必ず連絡してください。

　　③　当事務所から電話連絡（着信）や手紙による連絡をしているにもかかわらず， 1 週間以上何の連絡もない場合には，辞任理由に当たります。特に注意してください。

　　④　名前，住所，電話番号，携帯電話などが変更になった場合には，必ず当事務所までご連絡ください。

　　⑤　入院や長期にわたって連絡が取れない状態になることが分かった場合は，事前に連絡してください。

　　⑥　家族等に内密にされて事務処理を行う場合，サラ金業者の対応や連絡事由等で結果的に何らかの形で家族等に知れることがあります。また，当事務所が緊急と判断し，かつ電話での連絡が取れない場合や電話での連絡が度重なって取れない場合は当事務所の判断で郵送による連絡を行いますが，当事務所では一切の責任を負いません。

5 ：債権者からあなたへの問合せについて

　　①　債権者から郵便物などが送られてきた場合は開封し，当事務所の事務局宛に送付してください。

　　②　債権者からの電話などに対しては，次のように答えてください。

　　　「その件に関しては，○○○法律事務所に相談し，全てお任せすることになりましたので，直接お話することができません。そちらの法律事務所から通知が行くと思います。」

　　③　裁判所から通知が来た場合は，直ちに当事務所までご連絡ください。

6 ：過払い金の回収について

　　①　過払い金の回収については，現在過払い金の計算額（利息抜き）全額を回収することは非常に困難な状況にあること及び返済時期についても振込みまでに 1 年以上かかることがあることをご承知おき願います。

　　　　なお，和解における金額については当職に一任願うとともに，和解後に和解額についての疑義は一切受け付けません。

以上